

物品調達に係る不適切な事務処理について

上下水道局入江崎総合スラッジセンターが保管する文書に対する公文書開示請求について、請求対象となった文書の特定作業を行う中で、令和 2 年度の物品調達において不適切な事務処理が行われていた可能性があったため、事実関係について調査を進めたところ、業者（株式会社肥後屋：神奈川県川崎市川崎区）から物品（バグフィルターろ布：4, 989, 600円、ストレート形ダイヤフラム弁（「安全弁ほか」全 7 品のうちの 1 品）：186, 010円）が納入される前にもかかわらず、職員の指示により期限内に納入したものととして架空の日付で作成された納品書を受領し、代金の支払を行うなど不適切な事務処理が行われていた事案を 2 件確認しましたのでご報告いたします。

なお、これらの物品（2 品）については、令和 3 年 5 月 28 日までに本市に納入されております。今後、当事案に係る職員への処分等について検討してまいります。

1 概要

（1）事案の経緯

ア バグフィルターろ布

令和 3 年 1 月 18 日 バグフィルターろ布の物品調達を株式会社肥後屋と契約（履行期限：3 月 31 日、1 品）

2 月中 履行期限に間に合わない旨、業者から連絡あり

3 月 15 日 職員の指示により作成した期限内に納入されたものとする架空の日付（3 月 15 日付）の納品書を受領

職員：期限を過ぎると予算執行ができなくなること、後日、納入されると見込まれたこと、納入遅延が当該設備の運転に直ちに支障を生じさせるものではないものとして判断

3 月 31 日 期限内に納入されたものとして本市から業者に代金を支払い

5 月 28 日 未納入の物品が納入される（改めて当日付納品書を受領）

イ 安全弁ほか

令和 3 年 1 月 7 日 安全弁ほか 6 品の物品調達を株式会社肥後屋と契約（履行期限：3 月 8 日、全 7 品）

3 月 8 日 全 7 品中 6 品が納入される

1 品が未納入であったものの、全 7 品が当日に納入されたものとする納品書を受領

職員：残りの 1 品も後日納入されると見込まれたこと、納入遅延が当該設備の運転に直ちに支障を生じさせるものではないものとして判断

3 月 16 日 未納入の 1 品が納入される（改めて当日付当該 1 品の納品書を受領）

3 月 30 日 期限内に納入されたものとして本市から業者に代金を支払い

(2) 発覚の経過

令和7年1月14日 入江崎総合スラッジセンターが保管する文書に対する公文書開示請求書
収受

1月27日 開示請求のあった公文書の種類が多く、対象文書の存否の確認を含め、
対象となる公文書の特定に時間を要するため、諾否の決定期間を60日
間延長することについて開示請求者に通知

《公文書の特定において令和2年度の物品調達において不適切な事務処理が行
われていた可能性を確認》

3月14日 対象文書を開示請求者に開示

《関係者へのヒアリングなどによる事実関係の調査を実施》

5月 2日 関係者へのヒアリングなどによる事実関係の調査を完了
2件の事案で不適切な事務処理があった事を確認

(3) 事案調査の対象

公文書開示請求の対象となった文書の特定作業を行う中で、次の物品契約において「①同一契
約に対する2通の異なる日付の納品書」、「②修正の指示が記載された見積書」が存在し、不適切
な事務処理が行われていたことが疑われたため、関係者へのヒアリングなどによる事実関係の調
査を実施しました。

案件ア 件 名：バグフィルターろ布（1品、数量：216本）

契約金額：4,989,600円（税込額）

履行期限：令和3年3月31日（同年1月18日契約）

※「バグフィルターろ布」とは、入江崎総合スラッジセンターの下水汚泥焼却施設において、
下水汚泥の焼却によって生じる排ガスから焼却灰を分離するためのフィルター（消耗品）

案件イ 件 名：安全弁ほか（全7品、数量：各1個）

契約金額：548,460円（税込額）

履行期限：令和3年3月8日（同年1月7日契約）

調達内訳：安全弁、IHI製分配弁（BJ-8）、IHI製分配弁（BJ-3）、スイング
チャッキバルブ（ステンレス製）、仕切弁、スイングチャッキ（フランジ形）、
ストレート形ダイヤフラム弁（←この品が納期限に間に合わなかった）

※「ストレート形ダイヤフラム弁」とは、入江崎総合スラッジセンターで運転する施設におい
て使用される部品であり、ゴム等の可とう性の隔膜（ダイヤフラム）で流路を開閉する構造
を持つ弁

(4) 事実関係の調査結果

◆「①同一契約に対する2通の異なる日付の納品書」について

「案件ア」及び「案件イ」において、いずれも対象となる物品又は物品の一部が納入前にもかか
わらず、納期限内に納入されたものとして架空の日付の納品書を受理し、その後、物品が実際に
納入された際に当該日付の納品書を再度受理したものであり、架空の日付の納品書に基づき、そ
のまま代金支払に向けた事務処理を行ったことを確認

◆「②修正の指示が記載された見積書」について

「案件ア」において、見積書の体裁を整えるため、見積書作成業者に納入時期の削除を求めたもので、その後、業者から修正された見積書が提出されたことを確認

◆「案件ア」及び「案件イ」について、契約金額や契約の公平性・公正性を調査した結果、特定の業者に利益を供与する目的でこれらの事務処理が行われたものではないことを確認

◆「案件ア」及び「案件イ」の事務処理が、不適切なものであった事を確認

◆物品調達が遅延したことによる実務への影響は無かったことを確認

2 原因

関係職員は、契約後に業者（契約相手）から相談を受け、履行期限までに納品できないことを知りながらも、納期遅延が当該設備の運転に直ちに支障を生じさせるものではないものと判断したため、法令遵守意識の低さから、年度内に予算執行することを重視した不適切な事務処理を行ったものです。

3 今後の対応

令和4年度に物品調達の不正に係る調査を実施していたにもかかわらず、新たに不適切な事案が見つかったことを重く受け止め、再度、物品調達に係る事務処理の適正執行について周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

なお、当事案にかかる職員への処分等については、今後検討してまいります。

＜問合せ先＞

【事案調査に関すること】

川崎市上下水道局総務部

庶務課〔服務規律・内部監察〕金子

電話 044-200-1583

【開示請求及び物品購入に関すること】

川崎市上下水道局下水道部

入江崎総合スラッジセンター 植田

（5月8日）

電話 044-200-2860

（上記以外の日）

電話 044-287-7205